

現 場 説 明 書

＜非構造部材点検業務委託＞

(令和 8 年度)

委託業務名称 岡山市立旭東小学校ほか33校の
非構造部材点検業務委託

岡山市教育委員会 学校施設課

1. 点検仕様書の優先順位

- 1 質問回答書
- 2 現場説明書
- 3 外壁調査業務特記仕様書（外壁調査業務を行う場合。）
- 4 岡山市立学校の非構造部材点検業務委託特記仕様書
- 5 岡山市立学校の非構造部材点検業務委託共通仕様書（別冊の図面を含む。）
- 6 非構造部材点検業務委託数量総括表

2. 業務履行期間

契約の日から令和9年2月26日まで

（特記事項）

~~□実施設計基本案を令和○年○月○日までに作成・提出し、監督員の承諾を受けること。~~

~~□概算工事費を令和○年○月○日までに算定・提出し、監督員の承諾を受けること。~~

~~□概略工事工程表（当初）を令和○年○月○日までに作成・提出し、監督員の承諾を受けること。また、概略工事工程表（最終）を令和○年○月○日までに作成・提出し、監督員の承諾を受けること。~~

~~□計画通知を令和○年○月○日までに提出すること。~~

☒業務成果確認用図書を令和9年2月12日までに作成・提出し、完了確認を受けること。
また成果物提出の際「躯体積算チェックリスト」に沿って、数量積算書の内容説明を行うこと。

~~□解体撤去工事に係る業務は、令和○年○月○日までに完了し提出すること。~~

3. 業務委託料の支払

前金払の有無 ☒有

部分払の有無 ☐有 ☒無（残金 業務完了後払）

4. 契約保証

公告記載のとおり（契約保証金）

5. 質疑回答

公告記載のとおり（※様式は問いません。）

6. 業務委託料の変更処置について

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、業務委託の条件や内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を適切に算定し、契約変更を行う。

ただし、条件や内容の追加又は変更が軽微な場合は契約変更の対象としない。

- (2) 契約変更を行う場合、契約変更後の業務委託料は、変更後の市設計金額に請負率を乗じて算定する。

$$\text{変更後業務委託料} = \{ \text{変更後設計金額（税抜）} \times \frac{\text{当初委託料（税込）}}{\text{当初設計金額（税込）}} \} \times (1 + \text{消費税率})$$

※上記算定式で括弧内計算の結果、10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

7. 貸与資料

非構造部材点検業務委託契約書第17条に定める貸与資料は、下表のとおり。

資 料 名	媒 体	数 量	備 考
令和7年度 施設台帳図面 (施設の配置図、平面図)	(A-4) 紙	1部	※寸法、室名称程度の単線図面 ※JWW形式のデータでの提供も可能
令和7年度 建築基準法第 12条点検業務委託報告書	CD-R	1部	※参考貸与

引渡時期：業務委託契約締結後
引渡場所：教育委員会学校施設課